

北広島市子どもの権利推進委員会の役割について

1 趣旨

北広島市子どもの権利条例（以下「条例」と言います。）第 24 条の規定に基づき、市は、子どもにとっての最善の利益が尊重され、子どもが幸せに暮らせるまちづくりを進めるため、子どもの権利について必要な施策を推進するものとされています。

市では、子どもの権利に関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するために「北広島市子どもの権利推進委員会」を設置しました。（条例第 26 条第 1 項）

2 「北広島市子どもの権利推進委員会」の審議事項等について（条例第 26 条第 2 項）

子どもの権利推進委員会は、市長の諮問に応じて以下の事項を調査審議し、これらの事項に関して自ら必要と認めるものについて、市長に意見を申し出ることが出来ます。

- （1）子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する「北広島市子どもの権利に関する推進計画」の策定または変更に関すること。
- （2）子どもの権利に関する施策の実施に関すること。